

## 消防団員福祉共済制度加入掛金の補助に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消防団員が加入する消防団福祉共済制度に要する掛金を補助することにより、優良消防団員の確保と消防業務の安全な遂行に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において消防団員福祉共済制度とは、財団法人日本消防協会が実施するものをいう。

### (補助事業者)

第3条 補助の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、世田谷消防団、玉川消防団及び成城消防団とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、消防団員福祉共済制度の年掛金額に消防団員福祉共済制度の加入時の消防団の人員を乗じて得た額とする。ただし、当初加入時より消防団の人員が増加した場合は、増加した人員分の消防団員福祉共済制度掛金を加算するものとする。

### (補助金の申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、消防団員福祉共済制度補助金申請書(第1号様式)を提出させなければならない。

### (決定)

第6条 区長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の決定をしたときは、その旨を消防団員福祉共済制度補助金交付決定通知書(第2号様式)により速やかに申請をした者に通知するものとする。

2 前項による審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を消防団員福祉共済制度補助金不交付決定通知書(第3号様式)により速やかに申請をした者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第6条の2 区長は、前条の交付を決定したときは、速やかに補助事業者に消防団員福祉共済制度補助金交付請求書(第4号様式)を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

( 報告 )

第 6 条の 3 区長は、補助事業者に対し、補助事業者が消防団員福祉共済制度掛金を財団法人日本消防協会に納付した日から 14 日以内に、消防団員福祉共済制度掛金納付報告書 ( 第 5 号様式 ) を提出させるものとする。

( 交付決定の取消し )

第 7 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取消すものとする。

- ( 1 ) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ( 2 ) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- ( 3 ) 前 2 号のほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、世田谷区補助金交付規則 ( 昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号 ) の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により取り消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者へ消防団員福祉共済制度補助金交付決定取消通知書 ( 第 6 号様式。以下「取消通知書」という。 ) により通知しなければならない。

( 補助金の返還 )

第 8 条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者へ命じなければならない。

( 違約加算金及び延滞金 )

第 9 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額 ( その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額 ) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金 ( 100 円未満の場合を除く。 ) を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 ( 100 円未満の場合を除く。 ) を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割

合とする。

( 違約加算金の計算 )

第10条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

( 延滞金の計算 )

第11条 第9条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

( 補助金の一時停止 )

第12条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

( 返戻金の取扱い )

第13条 区長は、補助金の交付を受けた消防団が、消防団員福祉共済制度において、掛金に対する返戻金の交付を受けたときは、直ちに消防団員福祉共済制度返戻金戻入通知書(第7号様式)を提出させ、返戻金を納入させなければならない。

( 委任 )

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月20日から施行する。

附 則(平成9年9月30日世防発第234号)

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日世玉地発第362号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日 二世地第1076号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。